

札子施第 46 号
平成 28 年 (2016 年) 4 月 15 日

各私立認可保育所
各公設民営保育所
各私立地域型保育事業所
各公設民営地域型保育事業所 代表者 様
各施設型給付移行済み幼稚園
各一時預かり実施幼稚園
各病後児保育事業所

札幌市子ども未来局支援制度担当部長

教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証と
事故防止等のためのガイドラインの制定について

日頃から、札幌市の子ども・子育て施策に関し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
教育・保育施設等における事故の発生又は再発を防止する取組につきましては、一昨年から国において各種検討が進められてきたところです。

この度、教育・保育施設等において、事故発生の防止等や事故発生時の対応の参考となるよう、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等をまとめた「ガイドライン」が示されましたので、お知らせいたします。

また、国の検討においては、死亡事故等の重大事故にあつては、その発生前、発生時、発生後の一連のプロセスにおける子どもや周囲の状況、時系列の対応などを検証し、検証の結果を重大事故の再発防止に役立てていくことが重要としているところです。

そうした中で、今後は地方自治体が検証を実施することとし、その検証の参考となるよう「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(以下「検証ガイドライン」という。)が併せて示されました。

つきましては、検証ガイドラインに基づき、札幌市におきましても下記のとおり運用いたしますので、各施設におきましては、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 検証の実施主体
札幌市
- 2 検証対象施設
認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業(小規模保育事業等)、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設
- 3 検証の対象範囲
ア 死亡事故
イ 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が発生した時点で報告)
- 4 札幌市への事故報告期日
原則、事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)
- 5 その他
事故報告様式につきましては、別途お示しいたします。なお、検証ガイドラインの適用は、平成 28 年 4 月 1 日以降発生した事故からとなりますので、ご留意ください。

担当：子ども未来局子育て支援部施設運営課 中 村
TEL：211-2986 FAX：231-6221